



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 6 月 25 日 (木曜日) 第 117 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 1	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知 (7 件) …… (") 2	
○保安林の指定実施要件の変更予定…………… (") 3	
○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止…………… (水産政策課) 4	
○道路の区域の変更 (3 件) …… (道路保全課) 4	
○道路の供用の開始 (2 件) …… (") 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 5	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 5
○土地改良区の役員の就退任の届出 (12件) …… (農村整備課) 5
○土地改良区連合の役員の就退任の届出…………… (") 11
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (") 12
○土地改良区の定款変更の認可 (20件) …… (") 12
○土地改良区連合の定款変更の認可…………… (") 13
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 13
○入札公告 (2 件) …… 14
○落札者等の公告…………… 16

公安委員会告示

○特別遊泳場の指定…………… 16

告 示

宮崎県告示第 517号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
上野 史雄	小林市堤1964-1 1	令和 2 年 6 月 1 日

(株式会社はらだ 階 整骨院)	階	
早田 雅博 (訪問マッサージ OFA療養サポ ートセンター日向支 店)	日向市上町 2-14	令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県告示第 518号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2 年-10	映画	怪談 回春荘 こんな私に入居して	古澤組 <オーピー映画>	令和 2 年 6 月 16 日
2 年-11	映画	よがりの森 火照った女たち	小関組 <オーピー映画>	
2 年-12	映画	好淫調教 若妻鬨り	鈴木組 <新東宝映画>	
2 年-13	映画	揉めよドラゴン 爆乳乱れ咲き	佐々木組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 519号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字中村2062-8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 520号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字上木場ヶ谷1380-4 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 521号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市神戸町48-1、48-2、48-4、48-6、東海町54-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 522号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市野尻町三ヶ野山字上園2348-58、2348-61、2348-62
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 523号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字細目6494-76、6494-77、6494-79、字高野6511-1、6511-4、6511-6から6511-9まで、6512、6515-1、6517-1、6517-2、6518-1、6518-2、6519、6520-1、6521-2、6521-3、6522-3、6522-5、6522-8、6522-11、6522-12、6522-24、6522-25、6522-28から6522-30まで、6522-33、6522-34、6522-37、6522-38、6522-45、6522-64から6522-70まで、6522-113、6522-115、6522-117、6522-119、6522-121、6522-123、6522-125、6524-1、6524-4、6527-1、6528-1、6529から6531まで、6536-1、6536-3、6537-10、6537-12から6537-15まで、6537-17、6537-18、6537-44、6537-45、6537-47、6537-51、6537-59、6538-2、6539、6558-6、6558-63、6558-75、6558-78、6558-106、6558-125、6558-135、6558-150、6558-152
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 524号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字大河内 1-9 (次の図に示す部分に限る。)、1-8、1-11

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大河内1-8・1-9・1-11 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 525号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷神門字北又江ノ原1700、1701-2

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字北又江ノ原1700・1701-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 526号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岩屋之迫5219-5、5224-11

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字岩屋之迫5219-5・5224-11 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 527号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日南市(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市・延岡市(以上二市については次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的 潮害の防備

- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 延岡市 (次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 魚つき
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 528号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則 (平成30年宮崎県規則第65号) 第3条の規定により、大型魚に係る漁船漁業等による採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号) 第4条第1項に規定する都道府県計画に定める大型魚に係る漁船漁業等による令和2年4月から9月までの期間別の採捕の割当量を超えたので告示する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 529号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月25日から同年7月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	222号	北諸県郡三股町大字宮村字堀川2237番1地先から同郡同町同大字同字2236番3地先まで	旧	32.8~67.0	13.8
				新	32.8~67.0	13.8

宮崎県告示第 530号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月25日から同年7月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
22	県道	東郷西都線	西都市大字穂北字榎木田3466番3地先から同市同大字同字3466番3地先まで	旧	11.5~13.2	12.3
				新	11.5~18.9	12.3

宮崎県告示第 531号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月25日から同年7月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
313	県道	杉安高鍋線	西都市大字穂北字平城612番1地先から同市同大字字串木763番1まで	旧	8.4~25.5	491.0
				新	10.3~32.1	480.0

宮崎県告示第 532号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年6月25日から同年7月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字中尾字的場530番7から同市同大	令和2年6月25日

字同字 532
番9地先ま
で

宮崎県告示第533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年6月25日から同年7月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	西都市大字穂北字榎木田3466番3地先から同市同大字同字3466番3地先まで	令和2年6月25日

宮崎県告示第534号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大平原地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号から標柱11号までを平成28年宮崎県告示510号で指定した土地の境界線にそって順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東諸県郡国富町大字本庄字大平原4771番4
2	4830番
3	4778番
4	4768番2
5	4778番
6	4781番1
7	字谷ノ口4759番1
8	4759番2
9	字大平原4768番2
10	4771番3
11	字義門寺4483番3地先水路敷

公

告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス小松店
宮崎市大塚町迫田 266番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エムエル・エステート株式会社 代表取締役 石山博英
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) エムエル・エステート株式会社 代表取締役 芳野秀俊
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
(変更後) エムエル・エステート株式会社 代表取締役 石山博英
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 変更の年月日
令和2年4月1日
- 変更する理由
代表者変更のため
- 届出年月日
令和2年6月10日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和2年6月25日から令和2年10月26日まで
- 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
令和2年6月25日から令和2年10月26日まで
- 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、江田山崎土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次

のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	井 野 義 美	宮崎市山崎町四郎房 935番地
理 事	桑 畑 節 夫	宮崎市阿波岐原町猿野3224番地
理 事	富 永 啓 明	宮崎市山崎町四郎房 880番地
理 事	中 原 勇 二	宮崎市阿波岐原町宮神3125番地 5
理 事	中 原 雅 実	宮崎市阿波岐原町江田原1700番地
監 事	近 藤 邦 浩	宮崎市阿波岐原町鳥居原2094番地
監 事	近 藤 國 幸	宮崎市阿波岐原町鳥居原2190番地 2

(任期：令和 4 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	井 野 義 美	宮崎市山崎町四郎房 935番地
理 事	桑 畑 節 夫	宮崎市阿波岐原町猿野3224番地
理 事	富 永 啓 明	宮崎市山崎町四郎房 880番地
理 事	中 原 勇 二	宮崎市阿波岐原町宮神3125番地 5
理 事	中 原 雅 実	宮崎市阿波岐原町江田原1700番地
監 事	近 藤 邦 浩	宮崎市阿波岐原町鳥居原2094番地
監 事	近 藤 國 幸	宮崎市阿波岐原町鳥居原2190番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地

理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理 事	長 友 明 利	宮崎市高岡町花見3220番地
理 事	藺 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	前 田 敏 博	宮崎市高岡町内山 563番地
理 事	岩 切 光 市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7
理 事	日 高 信 夫	宮崎市大字富吉4588番地
理 事	中 原 俊 美	宮崎市高岡町下倉永1200番地 332
理 事	提 石 正 男	宮崎市高岡町浦之名4907番地63
監 事	石 川 幸 保	宮崎市高岡町花見4180番地
監 事	田 代 康 雄	宮崎市高岡町上倉永 362番地 2
監 事	秋 丸 博 美	宮崎市高岡町高浜 737番地

(任期：令和 4 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	藺 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5

理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	椎 葉 重 敏	宮崎市高岡町下倉永 712番地10
理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理 事	岩 切 光 市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	前 田 敏 博	宮崎市高岡町内山 563番地
理 事	長 友 明 利	宮崎市高岡町花見3220番地
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
監 事	高 原 良 男	宮崎市高岡町下倉永1200番地 179
監 事	石 川 幸 保	宮崎市高岡町花見4180番地
監 事	田 代 康 雄	宮崎市高岡町上倉永 362番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、市谷土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	池 田 勝 則	小林市真方2645番地 4

（任期：令和 4 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	中 村 義 則	小林市真方3130番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鳥 越 浩	小林市南西方1007番地
理 事	城 山 久 人	小林市細野3292番地
理 事	吉 留 和 文	小林市細野4150番地 3
理 事	前 原 和 明	小林市細野3131番地
理 事	富 永 記久男	小林市細野3565番地
理 事	富 永 正 昭	小林市細野3478番地
理 事	田 上 雄 二	小林市細野3818番地 1
理 事	横 山 和 博	小林市細野3847番地 2
理 事	坂 元 篤 雄	小林市細野2935番地 5
理 事	西 敏 男	小林市細野2856番地
理 事	榎 田 育 男	小林市細野4034番地
理 事	大 田 宏 典	小林市細野3790番地12
監 事	富 永 和 久	小林市細野3475番 2
監 事	温 水 貴 順	小林市細野3825番
監 事	中 嶋 初 幸	小林市細野3861番地

（任期：令和 4 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	上ノ蘭 博 敏	小林市南西方 967番地
理 事	中 園 幸 利	小林市細野3281番地の 2
理 事	倉 園 篤 雄	小林市細野3271番地
理 事	前 原 信 一	小林市細野3104番地
理 事	安 影 和 男	小林市細野3477番地
理 事	加治屋 敏 聡	小林市細野3480番地
理 事	田 上 雄 二	小林市細野3818番地 1
理 事	横 山 和 博	小林市細野3847番地 2

理 事	水 流 静 男	小林市細野4004番地
理 事	瀬戸山 雅 光	小林市細野3952番地 4
理 事	町 浦 光 弘	小林市細野4030番地 1
理 事	大 田 宏 典	小林市細野3790番地12
監 事	田 上 秀 昭	小林市細野3254番二号地
監 事	小 園 公 博	小林市細野3482番地 4
監 事	脇 元 隆一郎	小林市細野3948番地の 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 山 次 春	小林市細野4379番地 5
理 事	上 竹 功	小林市細野4869番地
理 事	高 岩 清 正	小林市細野4933番地
理 事	眞 方 幸 雄	小林市細野5305番地 2
理 事	山 波 軍 發	小林市細野5376番地12
理 事	梯 良 一	小林市細野5099番地
理 事	山 下 英 則	小林市細野5146番地 7
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2
監 事	児 玉 健一郎	小林市細野5128番地
監 事	大河平 正 浩	小林市細野5137番地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 山 次 春	小林市細野4379番地 5
理 事	上 竹 功	小林市細野4869番地
理 事	高 岩 清 正	小林市細野4933番地

理 事	眞 方 幸 雄	小林市細野5305番地 2
理 事	山 波 軍 發	小林市細野5376番地12
理 事	梯 磬	小林市細野5099番地
理 事	下玉利 重 明	小林市細野5067番地 1
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地 2
監 事	児 玉 健一郎	小林市細野5128番地
監 事	大河平 正 浩	小林市細野5137番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	田 爪 隆 二	小林市野尻町三ヶ野山1716- 1

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	上 原 敏 郎	小林市野尻町東麓1042- 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、南俣土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 澤 修	西諸県郡高原町大字広原2091番地
理 事	仮屋田 稔	西諸県郡高原町大字広原3354番地
理 事	稲 盛 律 夫	西諸県郡高原町大字広原3546番地
理 事	吉 永 睦 男	西諸県郡高原町大字広原2086番地
理 事	盛 満 史 郎	西諸県郡高原町大字広原2135番地

理 事	黒 木 一 人	西諸県郡高原町大字広原1073番地 9
理 事	水 町 洋 喜	西諸県郡高原町大字広原1352番地 2
理 事	山 之 口 利 光	小林市堤2319番地 2
監 事	前 原 淳 一	西諸県郡高原町大字広原1523番地 3
監 事	久 保 良 廣	西諸県郡高原町大字広原1468番地 7

(任期：令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 澤 修	西諸県郡高原町大字広原2091番地
理 事	吉 永 豊 文	西諸県郡高原町大字広原2087番地 2
理 事	入 佐 広 登	西諸県郡高原町大字広原1111番地
理 事	松 元 ノリ子	西諸県郡高原町大字広原4218番地
理 事	末 永 恵 治	西諸県郡高原町大字広原3346番地
理 事	川 原 万兵衛	西諸県郡高原町大字広原2050番地
理 事	重 信 喜一郎	西諸県郡高原町大字広原1198番地
理 事	大 丸 俊 治	小林市細野4664番地 4
監 事	末 永 長 幸	西諸県郡高原町大字広原3415番地 ロ号
監 事	竹 下 和 孝	西諸県郡高原町大字広原 892番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、
田野町鹿村野地区土地改良区（宮崎市）の役員就任及び退任につ
いて次のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 崎 忠 治	宮崎市清武町船引4004番地 1

理 事	山 本 盛 茂	宮崎市田野町乙 13226番地 1
理 事	野 田 孝 一	宮崎市田野町乙8531番地 1
理 事	岩 切 一 男	宮崎市清武町船引3990番地 1
理 事	野 崎 重 光	宮崎市清武町船引3744番地38
監 事	野 田 悦 男	宮崎市田野町乙8541番地
監 事	大 野 真 治	宮崎市田野町乙 13216番地 2

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 崎 忠 治	宮崎市清武町船引4004番地 1
理 事	貴 島 美智雄	宮崎市田野町乙 13181番地 1
理 事	山 口 忠 男	宮崎市田野町乙 13154番地 1
理 事	岩 切 一 男	宮崎市清武町船引3990番地 1
理 事	野 崎 重 光	宮崎市清武町船引3744番地38
監 事	野 田 悦 男	宮崎市田野町乙8541番地
監 事	伊 賀 康 行	宮崎市田野町乙 13218番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、
田野町元野地区土地改良区（宮崎市）の役員就任及び退任につ
いて次のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	津 田 弘 文	宮崎市田野町甲 12308番地 3
理 事	板 垣 肇	宮崎市田野町甲 13146番地11
理 事	松 山 善 博	宮崎市田野町甲 12483番地 1
理 事	蛭 原 健 文	宮崎市田野町甲 12419番地
理 事	安 田 雅 敏	宮崎市田野町甲 13085番地 4
理 事	内八重 雄一郎	宮崎市田野町甲 12086番地
監 事	松 山 辰 也	宮崎市田野町甲 12090番地

監 事	小 川 裕 臣	宮崎市田野町甲 12368番地 1
監 事	上 木 昭 典	宮崎市田野町甲 13396番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	松 山 正 利	宮崎市田野町甲 12089番地
理 事	横 山 博	宮崎市田野町甲 12304番地
理 事	川 越 利 徳	宮崎市田野町甲 13397番地ロ号 2
理 事	川 越 康 史	宮崎市田野町甲3109番地 1
理 事	日 高 史 伊	宮崎市田野町甲 12077番地 6
理 事	津 田 寿 祥	宮崎市田野町甲 12951番地
監 事	津 田 政 博	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
監 事	津 田 弘 文	宮崎市田野町甲 12308番地 3
監 事	日 高 久 徳	宮崎市田野町甲 12084番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、
 田野町村内地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任につ
 いて次のとおり届出があった。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	曾 地 久 義	宮崎市田野町甲8241番地 1
理 事	石 黒 長 男	宮崎市田野町甲9899番地 2
理 事	川 越 保	宮崎市田野町甲 10863番地 1
理 事	石 黒 文 男	宮崎市田野町甲8272番地
理 事	甲 斐 啓 一	宮崎市吉村町江田原甲 310番地
理 事	河 野 一 郎	宮崎市田野町甲3802番地
理 事	高 野 晋 治	宮崎市田野町南原 3 丁目 9 - 22
理 事	櫻 木 耕 治	宮崎市田野町甲9893番地 3

理 事	日 高 敏 雄	宮崎市田野町甲9905番地イ号
理 事	山ノ上 明	宮崎市田野町甲2975番地10
理 事	田 村 浩 器	宮崎市田野町甲3806番地 2
理 事	宮 原 伸 洋	宮崎市田野町甲 10754番地
監 事	井手上 幸 博	宮崎市田野町甲 10824番地 4
監 事	森 國 俊	宮崎市田野町甲9902番地 1
監 事	竹 井 和 秀	宮崎市田野町甲 10942番地 7

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	曾 地 久 義	宮崎市田野町甲8241番地 1
理 事	石 黒 長 男	宮崎市田野町甲9899番地 2
理 事	石 黒 文 男	宮崎市田野町甲8272番地
理 事	野 崎 和 男	宮崎市田野町乙 12719番地
理 事	新 坂 光 治	宮崎市田野町甲2017番地
理 事	宮 原 伸 洋	宮崎市田野町甲10754番地
理 事	河 野 一 郎	宮崎市田野町甲3802番地
理 事	松 山 充 徳	宮崎市田野町甲 10840番地28
理 事	日 高 敏 雄	宮崎市田野町甲9905番地イ号
理 事	湯 地 英 徳	宮崎市田野町甲9889番地
理 事	川 越 保	宮崎市田野町甲 10863番地 1
理 事	甲 斐 啓 一	宮崎市吉村町江田原甲 310番地
監 事	井手上 幸 博	宮崎市田野町甲 10824番地 4
監 事	森 國 俊	宮崎市田野町甲9902番地 1
監 事	竹 井 和 秀	宮崎市田野町甲 10942番地 7

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、
 平川土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のと
 おり届出があった。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	柚木 脇 充	小林市細野 883番地 1
理事	佃 戦 一	小林市細野 795番地
理事	東木場 睦 雄	小林市南西方1804番地
理事	広 庭 俊 次	小林市南西方1515番地
理事	木 下 進 一	小林市細野 925番地口の1
監事	村 川 健 一	小林市南西方1882番地 1
監事	立 山 靖 男	小林市南西方1521番地
監事	丸 岡 正 治	小林市細野 877番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	嶋 田 正	小林市細野1478番地
理事	佃 戦 一	小林市細野 795番地
理事	東木場 睦 雄	小林市南西方1804番地
理事	上別府 勝 男	小林市南西方2632番地
理事	木 下 進 一	小林市細野 925番地口の1
監事	村 川 健 一	小林市南西方1882番地 1
監事	下ノ園 幸 三	小林市南西方2225番地 1
監事	柚木 脇 充	小林市細野 883番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新富土地改良区（新富町）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	土 屋 公 俊	児湯郡新富町大字新田3455番地 1

理事	長 友 万 藏	児湯郡新富町大字下富田1303番地
理事	岩 本 三 芳	児湯郡新富町大字上富田4122番地 4
理事	長 友 邦 俊	児湯郡新富町大字新田9744番地 1
理事	秋 山 征 則	児湯郡新富町大字新田2299番地 2
理事	原 昌 利	児湯郡新富町大字上富田2186番地
理事	出 口 敏 彦	児湯郡新富町大字日置89番地
監事	水 間 健	児湯郡新富町大字新田8453番地17
監事	鶴 田 定 吉	児湯郡新富町大字下富田1638番地
監事	中 村 光 太	児湯郡新富町大字伊倉1643番地

(任期：令和6年4月28日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	土 屋 公 俊	児湯郡新富町大字新田3455番地 1
理事	高 松 宗 弘	児湯郡新富町大字下富田1563番地
理事	岩 本 三 芳	児湯郡新富町大字上富田4122番地 4
理事	長 友 万 藏	児湯郡新富町大字下富田1303番地
理事	長 友 邦 俊	児湯郡新富町大字新田9744番地 1
理事	秋 山 征 則	児湯郡新富町大字新田2299番地 2
理事	高 橋 和 太 郎	児湯郡新富町大字新田1011番地 2
監事	阪 東 和 博	児湯郡新富町大字下富田3326番地
監事	大 木 治 男	児湯郡新富町大字新田5812番地
監事	水 間 健	児湯郡新富町大字新田8453番地17

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	土 屋 公 俊	児湯郡新富町大字新田3455番地 1
理 事	猪 俣 忠	児湯郡新富町大字新田 11526番地
理 事	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地
理 事	原 田 弘 通	西都市現王島96番地
理 事	長 友 邦 俊	児湯郡新富町大字新田9744番地 1
理 事	秋 山 征 則	児湯郡新富町大字新田2299番地 2
理 事	岩 本 三 芳	児湯郡新富町大字上富田4122番地 4
監 事	樋 口 厚	宮崎市佐土原町下田島 21619番地 34
監 事	長 友 万 藏	児湯郡新富町大字下富田1303番地

（任期：令和6年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	土 屋 公 俊	児湯郡新富町大字新田3455番地 1
理 事	猪 俣 忠	児湯郡新富町大字新田 11526番地
理 事	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地
理 事	原 田 弘 通	西都市現王島96番地
理 事	高 松 宗 弘	児湯郡新富町大字下富田1563番地
理 事	長 友 邦 俊	児湯郡新富町大字新田9744番地 1
理 事	秋 山 征 則	児湯郡新富町大字新田2299番地 2
監 事	根 井 昇	宮崎市佐土原町下田島 12144番地 1
監 事	岩 本 三 芳	児湯郡新富町大字上富田4122番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により

、岡富土地改良区（延岡市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	矢 北 由 照	延岡市川原崎町1552番 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 3 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、吉野堤内土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 3 月 31 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、清武町土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 13 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 5 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）から令和 2 年 4 月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により

、山田町土地改良区（都城市）から令和 2 年 4 月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、庄内土地改良区（都城市）から令和 2 年 4 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、沖水川筋土地改良区（都城市）から令和 2 年 4 月 16 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、梶山土地改良区（三股町）から令和 2 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）から令和 2 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、樺山土地改良区（三股町）から令和 2 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、長田土地改良区（三股町）から令和 2 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、山新土地改良区（三股町）から令和 2 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）から令和 2 年 5 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）から令和 2 年 5 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）から令和 2 年 5 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、綾町土地改良区（綾町）から令和 2 年 4 月 13 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、新富土地改良区（新富町）から令和 2 年 5 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 84 条において準用する同法第 30 条第 2 項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）から令和 2 年 5 月 26 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-1)第 12002号	尾前設備工業	尾前 秀美	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野 1032	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和 2 年 5 月 20 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 5 月 20 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 12450号	三光電設	原田 哲男	宮崎県日南市西弁分 1-25-5	一般	電気工事業	令和 2 年 5 月 27 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 5 月 27 日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-29)第 13073号	(株)南州コンサル タント	下堂 蘭 一将	宮崎県西臼 杵郡高千穂 町押方 954	一般	電気工事業	令和2年5月 13日付けで廃 業した旨の届 け	令和2年5月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13564号	康成建設	小牧 康輝	宮崎県小林 市細野4539 - 6	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、水道施設工事 業	令和2年5月 29日付けで廃 業した旨の届 け	令和2年5月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13668号	凜興業(株)	井上 昇	宮崎県日向 市永江町 1 - 138	一般	とび・土工工事業	令和2年5月 27日付けで廃 業した旨の届 け	令和2年5月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第1978号	(株)請川鉄工所	請川 和哉	宮崎県日南 市大字下方 2097	一般	屋根工事業、内装仕上 工事業	令和2年5月 27日付けで廃 業した旨の届 け	令和2年5月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 12049号	(株)弘栄産業	上田 和子	宮崎県宮崎 市池内町榎 迫 503- 2	一般	大工工事業、左官工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、板金工事業、 ガラス工事業、塗装工 事業、防水工事業、熱 絶縁工事業、建具工事 業	令和2年5月 28日付けで廃 業した旨の届 け	令和2年5月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-1)第 12716号	(有)南部環境ク リーンセンタ ー	榎田 昭彦	宮崎県串間 市大字本城 字下千野 1 0984- 3	一般	管工事業	令和2年5月 20日付けで廃 業した旨の届 け	令和2年5月20日 (一部廃業)

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ア デタッチャブル型コンピュータ 546台
- イ Office 2019アカデミックライセンス 63本
- ウ 環境復元ソフト (設定費を含む。) 546本

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2年9月30日

(4) 納入場所 入札の条件の指定のとおり

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有すること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等

のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年7月29日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和2年6月25日から令和2年7月2日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和2年6月25日から令和2年8月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和2年6月25日から令和2年7月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和2年8月5日午後2時(送付にあっては、令和2年8月4日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和2年8月5日午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of goods and/or services required:

546 Detachable PCs

63 Office 2019 Academic licenses

546 copies, System Recovery Software (Configured)

(2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 5 August, 2020

(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年6月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 高度警察情報通信基盤システムによる照会システム 一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書のとおり

(3) 契約期間 令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

(4) 納入場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた

金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者において、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)から(4)までを履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509
電話番号 0985 (31) 0110
- (2) 提出期間 令和 2 年 6 月 25 日 (木) から令和 2 年 7 月 27 日 (月) まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限り、期限内に必着のこと。) により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、令和 2 年 7 月 31 日 (金) までに通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和 2 年 6 月 25 日 (木) から令和 2 年 8 月 5 日 (水) まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和 2 年 6 月 25 日 (木) から令和 2 年 7 月 27 日 (月) まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
- (2) 日時 令和 2 年 8 月 6 日 (木) 午前 10 時 00 分

8 入札保証金

宮崎県財務規則第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Inquiry system by advanced police information and communication infrastructure system, complete set

(2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 6 August, 2020

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.

TEL: 0985-31-0110

落札者の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
新型コロナウイルス感染症健康相談センター運営業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県福祉保健部健康増進課母子保健・医療支援担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 5 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本トータルテレマーケティング株式会社
東京都渋谷区渋谷 3-12-18 渋谷南東急ビル 3 F
- 5 随意契約に係る契約金額
33,878,829 円
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条第 1 項に基づく随意契約

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第 57 号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例 (平成 4 年宮崎県条例第 37 号) 第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

令和 2 年 6 月 25 日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島二丁目 669 番地の 1 の先	令和 2 年 7 月 4 日から 同 年 8 月 30 日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫 1707 番地の先	令和 2 年 7 月 4 日から 同 年 8 月 30 日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	令和 2 年 7 月 5 日から 同 年 8 月 31 日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津 大堂津海浜	令和 2 年 7 月 4 日から 同 年 8 月 31 日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙 41 78 番地 1	令和 2 年 7 月 18 日から 同 年 8 月 31 日まで